

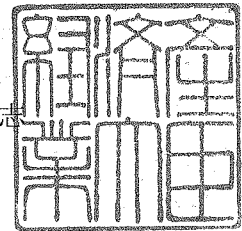
経済産業省

20200626公開経第12号
令和2年7月27日

行政文書不開示決定通知書

NPO法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



令和2年6月26日付けをもって別添（写し）のとおり受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定したので通知します。

記

1. 不開示決定した行政文書の名称等

平成31年度中小企業・小規模事業者人材対策事業（サービス等生産性向上応援隊の組成に向けた調査・検討及びプログラムの開発・提供事業）の総合評価調査書

2. 不開示とした理由

上記1. に該当する行政文書は、経済産業省では、作成も取得もしておらず保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3. 担当課室等

担当課室：経済産業省商務・サービスグループサービス政策課
電話番号：03-3580-3922

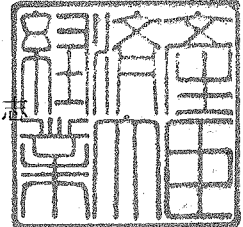
経済産業省

20200722公開経第3号
令和2年7月27日

開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

NPO法人情報公開市民センター
理事長 新海 聡 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



令和2年6月26日付けをもって別添写しのとおり受け付けた行政文書の開示請求について、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「法」という。）第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知いたします。

記

1. 開示請求のあった行政文書の名称等

平成31年度中小企業・小規模事業者人材対策事業（サービス等生産性向上応援隊の組成に向けた調査・検討及びプログラムの開発・提供事業）の入札公告及び入札調書（積算内訳、総合評価方式の場合は評価点内訳を含む）

2. 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由

開示請求に係る上記1.の行政文書は、第三者から提出されたものを含む著しく大量の文書であり、当該第三者に対する意見照会を行い、その結果を踏まえて法定の不開示情報に該当するものがあるかどうかを精査すること等に相当の時間を要し、開示請求のあった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。

3. 開示決定等をする期限

令和2年8月25日（火）までに相当の部分について開示決定等をし、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等を行います。

令和3年6月25日（金）

4. 担当課室等

担当課室：経済産業省商務・サービスグループサービス政策課
電話番号：03-3580-3922

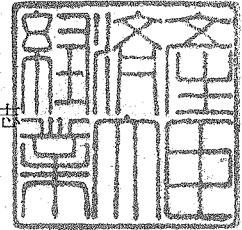
経済産業省

20200722公開経第4号
令和2年7月27日

開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

NPO法人情報公開市民センター
理事長 新海 聡 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



令和2年6月26日付けをもって別添写しのとおり受け付けた行政文書の開示請求について、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「法」という。）第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知いたします。

記

1. 開示請求のあった行政文書の名称等

平成31年度中小企業・小規模事業者人材対策事業（サービス等生産性向上応援隊の組成に向けた調査・検討及びプログラムの開発・提供事業）の再委託に係る承認申請書及び承認文書

2. 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由

開示請求に係る上記1.の行政文書は、第三者から提出されたものを含む著しく大量の文書であり、当該第三者に対する意見照会を行い、その結果を踏まえて法定の不開示情報に該当するものがあるかどうかを精査すること等に相当の時間を要し、開示請求のあった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。

3. 開示決定等をする期限

令和2年8月25日（火）までに相当の部分について開示決定等をし、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等を行います。

令和3年6月25日（金）

4. 担当課室等

担当課室：経済産業省商務・サービスグループサービス政策課
電話番号：03-3580-3922

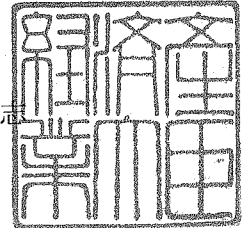
経済産業省

20200722公開経第5号
令和2年7月27日

開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

NPO法人情報公開市民センター
理事長 新海 聡 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



令和2年6月26日付けをもって別添写しのとおり受け付けた行政文書の開示請求について、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「法」という。）第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知いたします。

記

1. 開示請求のあった行政文書の名称等
平成31年度中小企業・小規模事業者人材対策事業（サービス等生産性向上応援隊の組成に向けた調査・検討及びプログラムの開発・提供事業）の実施計画書（仕様書）
2. 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由
開示請求に係る上記1.の行政文書は、第三者から提出されたものを含む著しく大量の文書であり、当該第三者に対する意見照会を行い、その結果を踏まえて法定の不開示情報に該当するものがあるかどうかを精査すること等に相当の時間を要し、開示請求のあった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。
3. 開示決定等をする期限
令和2年8月25日（火）までに相当の部分について開示決定等をし、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等を行います。

令和3年6月25日（金）

4. 担当課室等
担当課室：経済産業省商務・サービスグループサービス政策課
電話番号：03-3580-3922